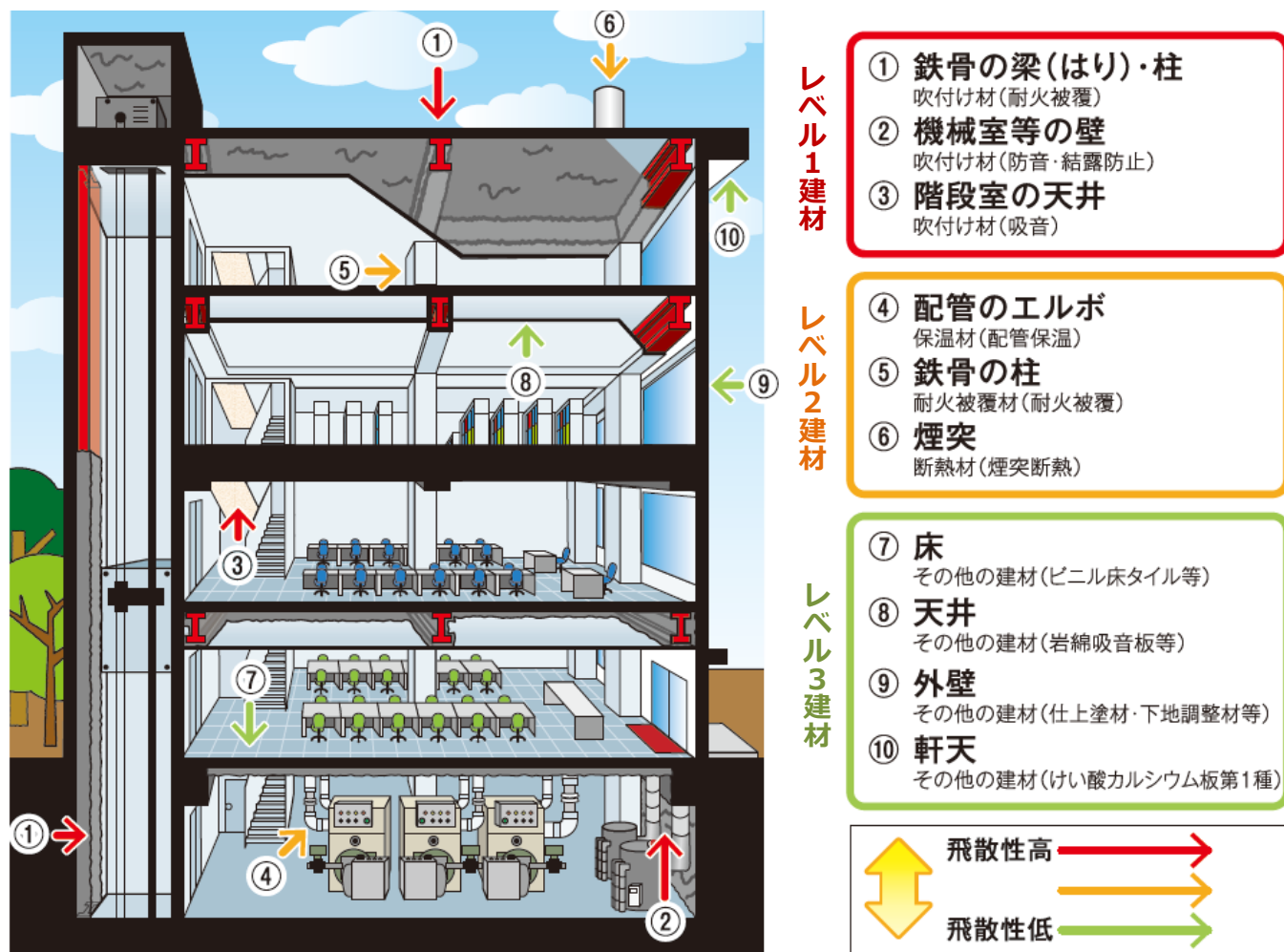


# 解体等工事の石綿(アスベスト)事前調査

## 1 事前調査の必要性

石綿含有建材は**建物の種類(戸建て、工場等)**を問わず、過去に様々な箇所に使用され、**既存建物にも石綿含有建材が現存している可能性があります。**

【石綿含有建材が使用されている可能性がある箇所例】



**建物等を解体・改修する際は、石綿の飛散及びばく露防止のために、事前調査を行い、石綿含有建材の使用箇所を把握しておく必要があります。**

## 2 事前調査の方法

以下の方法により事前調査を実施し、石綿含有建材の有無を判断してください。

- 原則必須**
- 書面調査** : 設計図書等の書面から石綿含有建材の有無を想定する。
  - 現地調査** : 書面調査の結果を踏まえ、現地で建材の使用状況を確認する。
  - 分析調査** : 現地調査等において石綿の有無が不明であった建材に対し、必要に応じて、分析により石綿の有無を明らかにする。

※ 石綿の含有が不明な建材は、石綿が含有するとみなして取り扱うことも可能です。

### 3 事前調査結果の説明

事前調査結果は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、  
書面で発注者に説明する必要があります。

※ 札幌市公式ホームページに説明書面の例を掲載しています。



### 4 事前調査結果の掲示

事前調査結果は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、  
工事現場に見やすく掲示する必要があります。

※ 札幌市公式ホームページに掲示の例を掲載しています。



### 5 事前調査結果の報告

令和4年4月より、以下の要件にあたる工事は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の札幌市及び労働基準監督署への報告が必要です。

- ① 作業対象となる床面積が合計80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 作業に係る請負代金が合計100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負代金が合計100万円以上の工作物の解体・改修工事

※ 事前調査自体は上記要件によらず、実施する必要があります。

【報告システム】



【gBizID】



報告には「石綿事前調査結果報告システム」を利用してください。  
(<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>)

※ システム利用には「gBizID」(<https://gbiz-id.go.jp>) への事前の登録が必要です。

### 6 事前調査に必要な資格等

令和5年10月より、事前調査は以下の資格者に実施させる必要があります。

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
  - ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
  - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
  - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者 (※一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部のみ可能)
- ② 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録した者

※ 建築物石綿含有建材調査者を受講したい場合は、以下の  
ホームページに掲載されている講習機関へ直接お問い合わせください。

【石綿総合情報ポータルサイト】

【石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）】

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/info-course/>



【問い合わせ先】 札幌市環境局環境都市推進部環境対策課大気騒音係

札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所12階南側)

Tel : 011-211-2882 Fax : 011-218-5108 Mail : [kankyo\\_taisaku@city.sapporo.jp](mailto:kankyo_taisaku@city.sapporo.jp)



さっぽろ市  
02-702-22-1300  
R4-2-96